

事業承継・ M&A補助金

【13次公募】

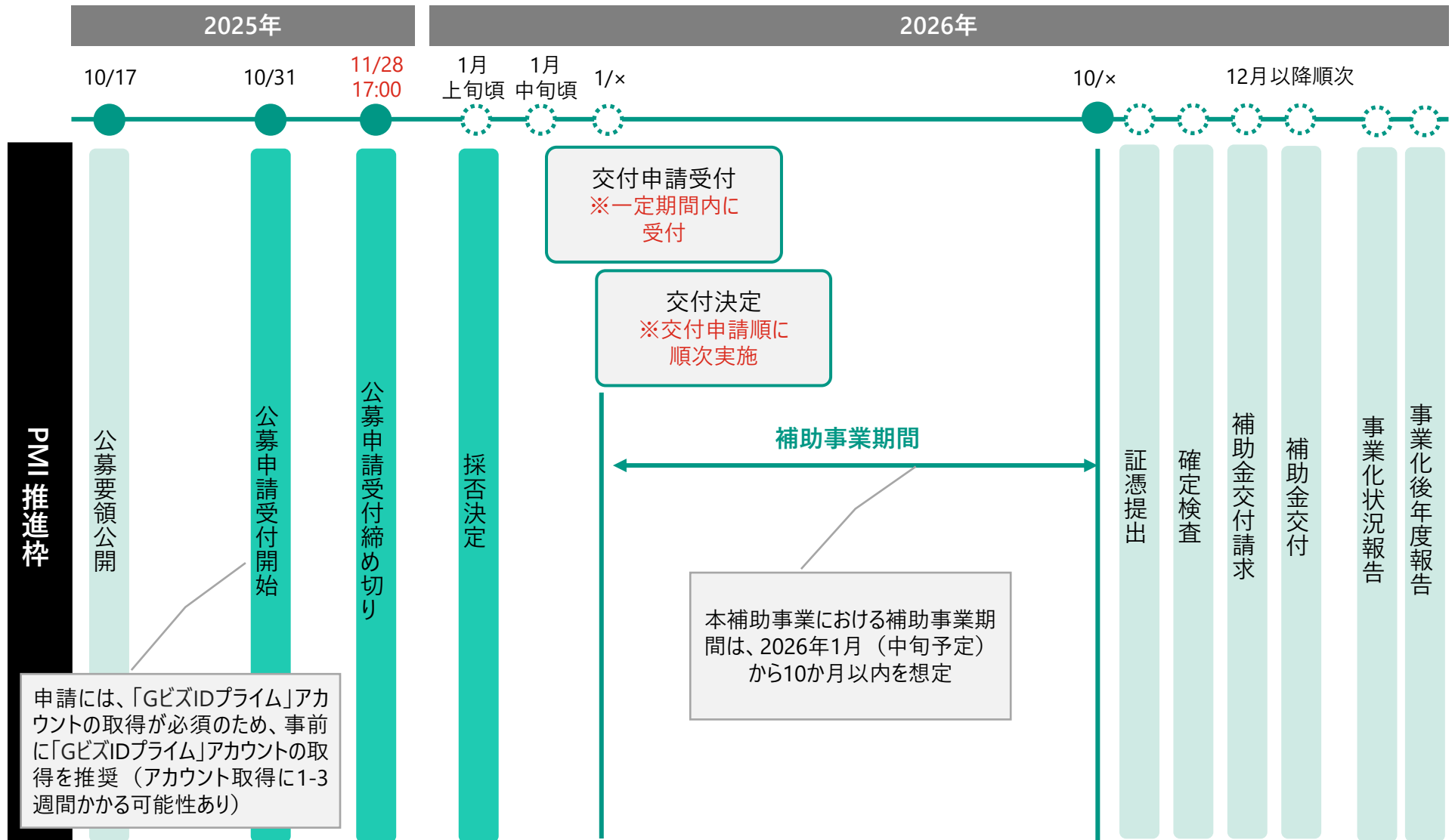
PMI推進枠 公募説明会



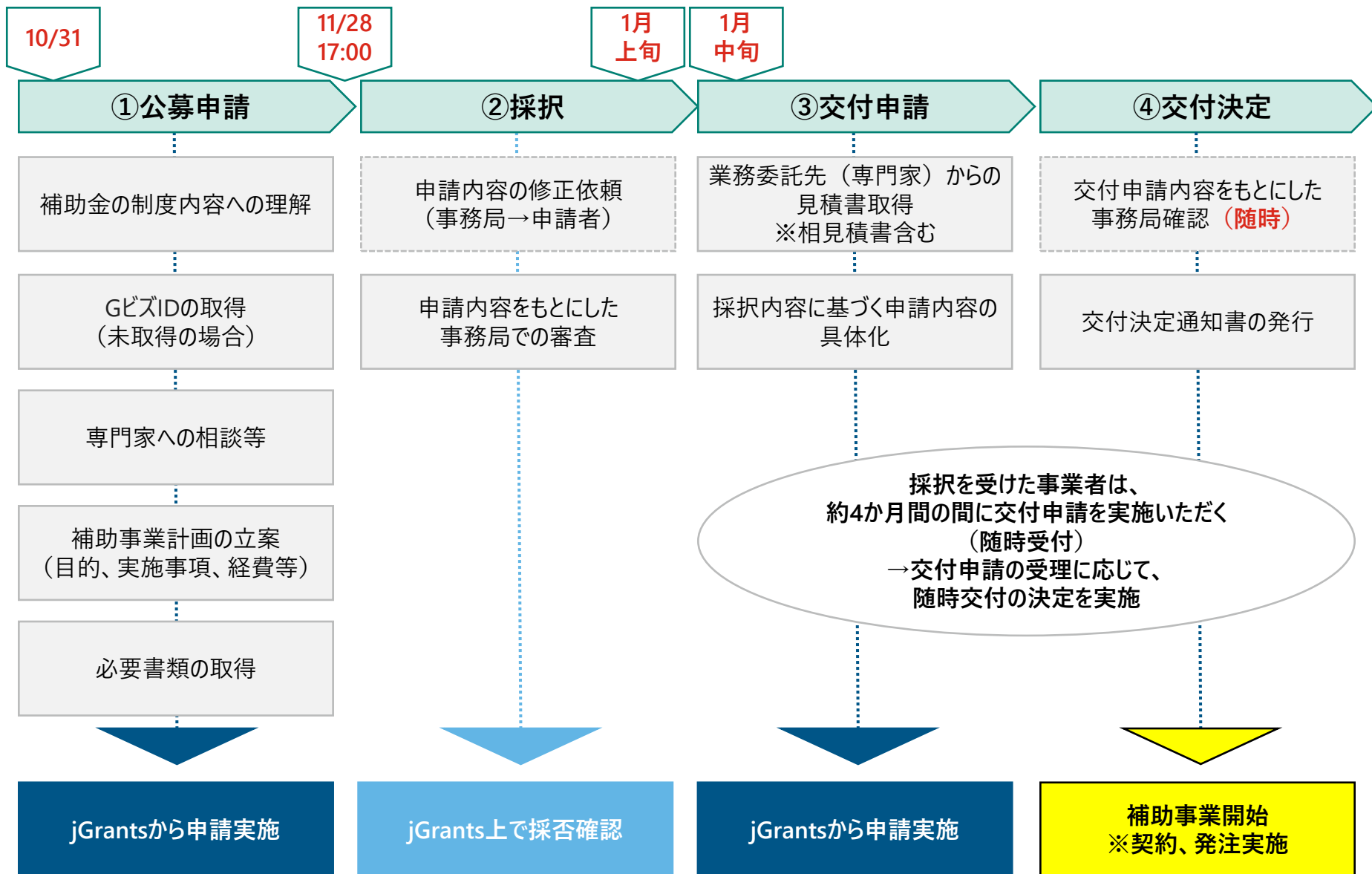
事業承継・M&A補助金【13次公募】の概要

事業承継・M&A補助金事務局

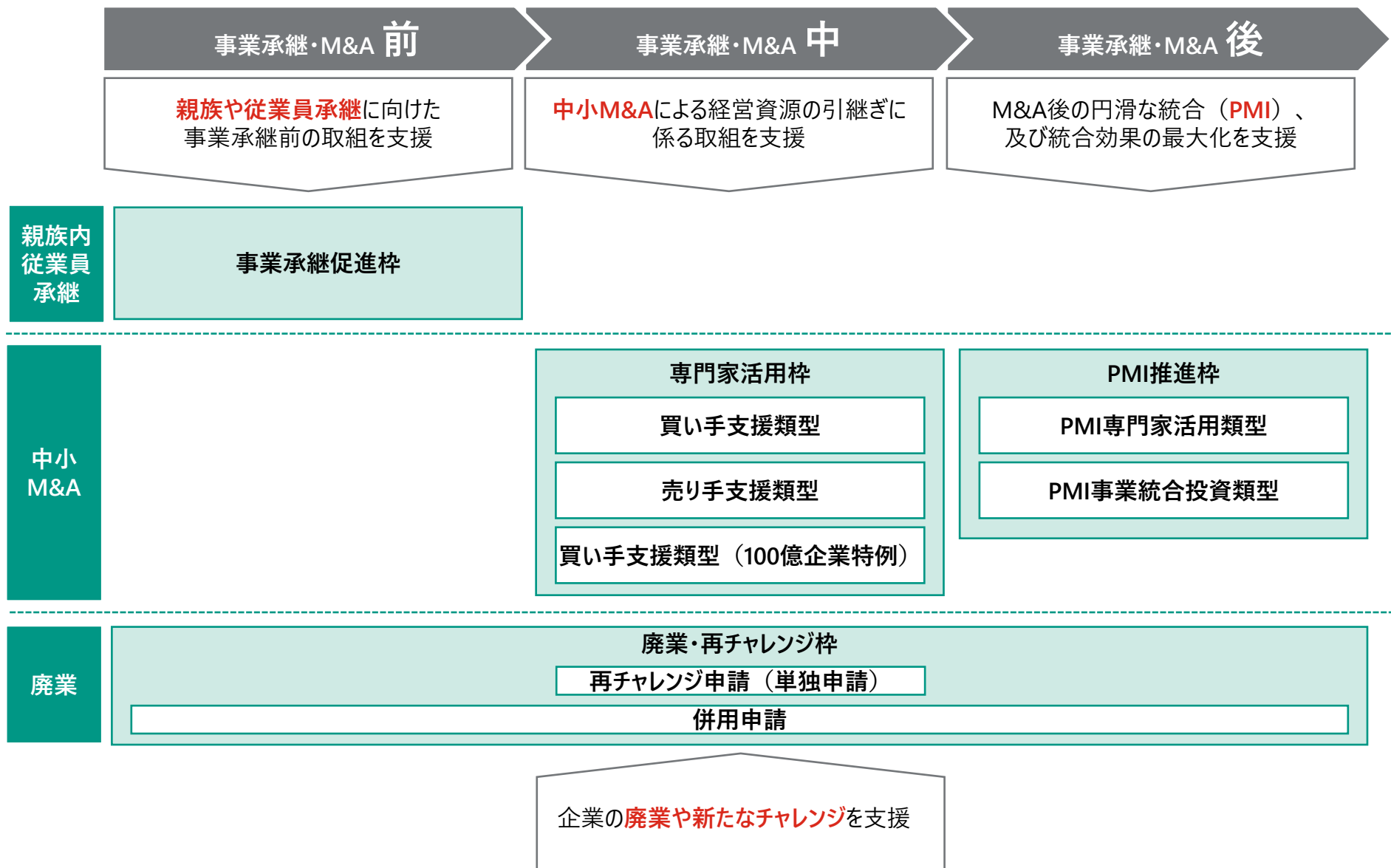
本補助金（13次公募）のスケジュール



13次公募の公募申請～交付決定のプロセス



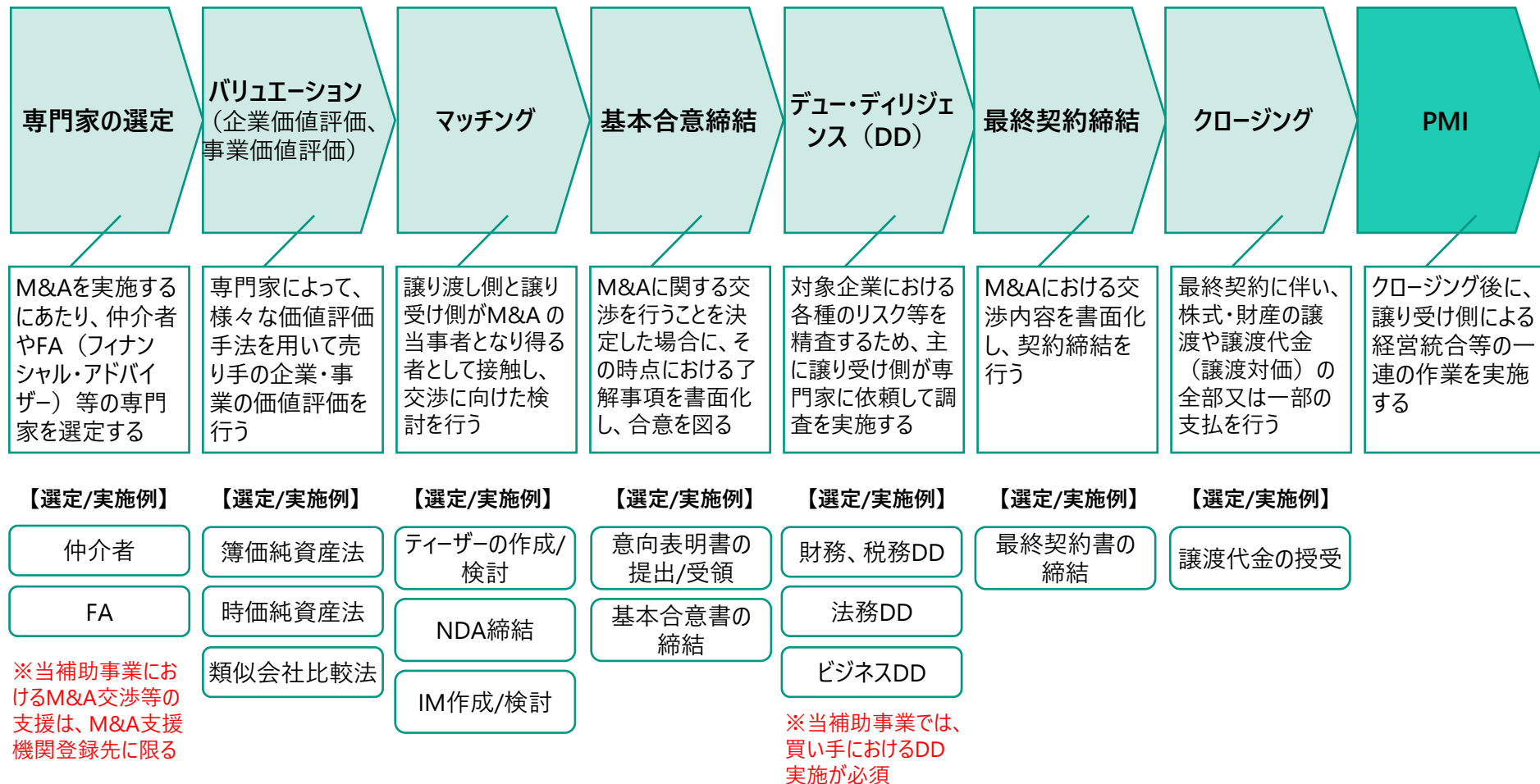
事業承継・M&A補助金の各事業枠について



PMI推進枠

M&Aの一般的なプロセス

中小M&Aガイドラインをベースとした、中小M&Aの一般的なプロセスは以下の通りです



中小M&Aの目的

M&Aの目的は様々であるが、**中長期的には譲受側・譲渡側が一体となって成長を目指すことが重要である**

中小M&Aの目的2種

持続型M&A

経営不振や後継者不在等の課題をM&Aにより解決し、企業・事業の存続を維持し、地域経済や従業員雇用を維持することを目的とする



ゆくゆくは目的の比重をシフト

成長型M&A

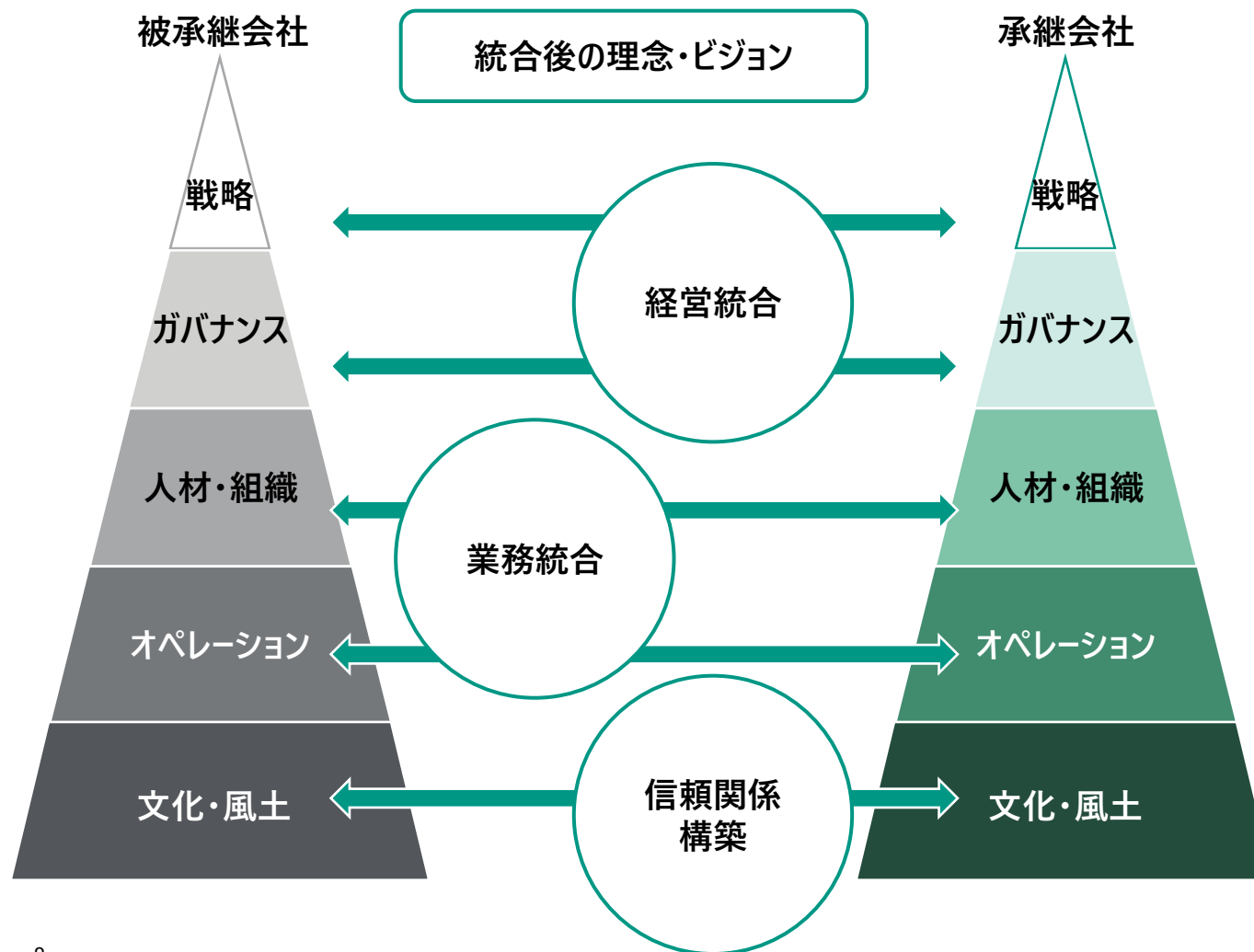
シナジーの創出や事業転換により、企業・事業の成長・発展を目的とする

統合におけるシナジー（synergy）とは

- 2つ以上の企業又は事業が統合することで、それぞれが単独で運営されるよりも、**生み出される価値が大きくなる（「1+1」以上の価値が生じる）相乗効果**をいう
- シナジー効果は、売上拡大につながる「売上シナジー」と、売上原価や販管費といったコストの削減につながる「コストシナジー」に大きく分類される

PMI（Post-Merger Integration）とは

主にM&A成立後に行われる統合に向けた作業であり、
M&Aの目的を実現させ、統合の効果を最大化するために必要なものである
※M&Aの成立はゴールではなく、M&Aの目的を達成するためのスタートである



< PMIの取組領域 >

◆ 経営統合

異なる経営方針のもと経営されていた2社の経営の方向性、経営体制、仕組み等の統合を目指す取組

◆ 信頼関係構築

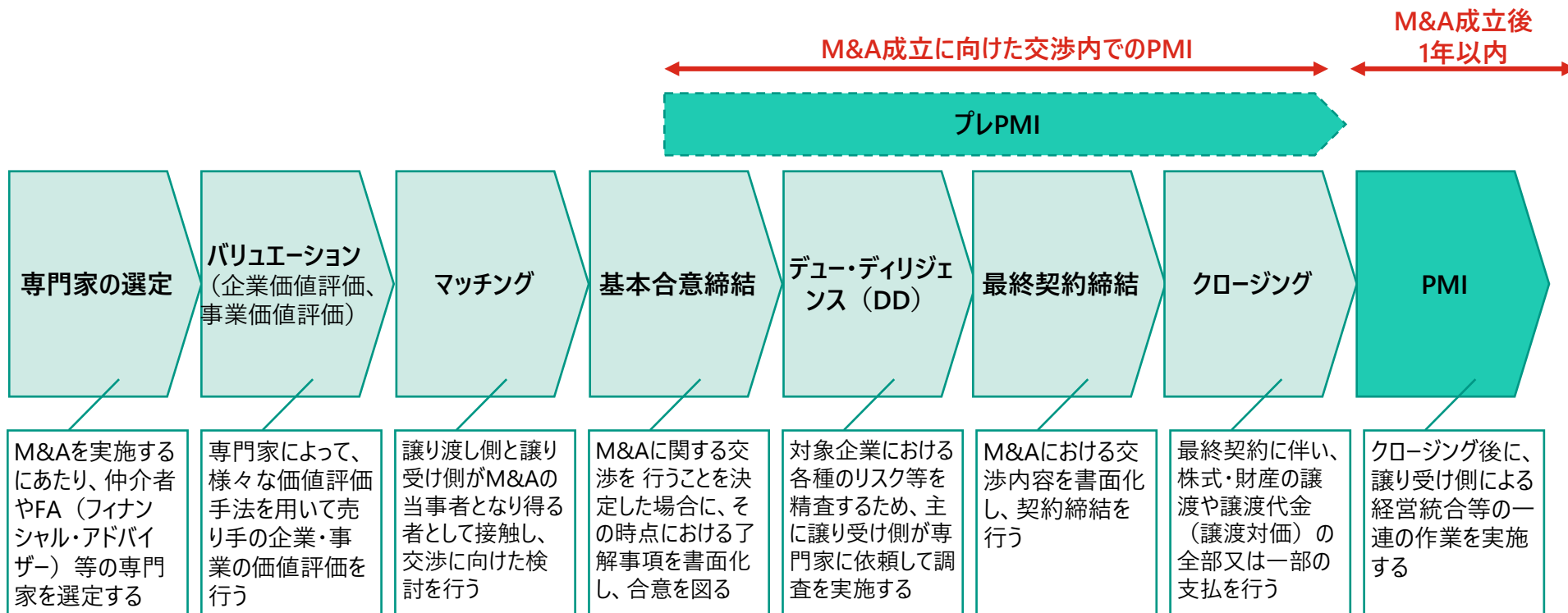
組織・文化の融合に向けて実施すべき取組。
経営ビジョンの浸透や、従業員の相互理解、取引先との関係構築等を目指す

◆ 業務統合

事業（開発・製造、調達・物流、営業・販売）や、管理・制度（人事、会計・財務、法務）に関する統合を目指す

プレPMIとPMI

M&A成立後にPMIプロセスを円滑にスタートするためには、M&A成立前の段階からM&Aの目的の実現に必要なPMIにおける取組を意識し、DD等の調査を通じて譲渡側に関する情報を可能な限り取得しておくことが重要です



- 一般的にプレPMIに位置付けされるデュー・ディリジェンス（DD）費用は専門家活用枠での補助対象となります
- クロージング後のPMI費用が、PMI推進枠での補助対象となります

PMI推進枠の概要

PMI推進枠には2つの支援類型があり、目的に応じて類型を選んでいただきます

※同一公募回での
申請は不可

補助事業の概要

対象となる事業内容

対象となる実施内容

当補助事業の
要件を満たす
M&Aの実施

PMI専門家 活用類型※

PMIを実施する中小企業者等が、PMIに係る専門家を活用することによって、円滑なPMI促進を支援する類型



- 金融機関（関連会社を含む）又は弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家による助言のもと、経営統合、事業統合等のPMIを実施する事業

- 統合計画、100日プランの策定
- 中期経営計画、事業計画等の修正
- 定款・登記変更
- 人事・給与に係る各種規定・制度の見直し
- 年金制度の見直し
- 人材配置の最適化検討
- 会計処理方針の統一、連結決算作成対応 など

事業統合 投資類型※

統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性向上を目的とする設備投資等を行う中小企業等を支援する類型



- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性の向上を目的とする設備投資等が実施される事業
- 設備投資等を実施することにより、ディスシナジー（＝投資しないことによって生まれる非効率）の解消やコストシナジーの創出が見込まれる事業

- 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事
- 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化など
- 販路の拡大・開拓に向けた看板、ロゴデザイン等の統一、告知物の制作など など

当補助事業の要件を満たすM&Aの実施

M&A成立前に承継者によるデュー・ディリジェンス（DD）※を実施していることに加えて、以下に該当しないM&Aであることが要件となります

- 事業再編・事業統合の後に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権（注1）が過半数にならない場合
- 【申請不可】事業再編・事業統合の前に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権が過半数の場合
- 【申請不可】被承継者又は被承継者の株主と承継者との関係が本人または同族関係者（注2）である場合
- 【申請不可】被承継者又は対象会社と承継者との関係が支配関係のある法人である場合（注3）
- 【申請不可】グループ内の事業再編に相当する場合
- 【申請不可】物品・不動産等のみの売買に相当する場合
- 【申請不可】親族間の事業承継に相当する場合
- 事業再編・事業統合における取引価格が、補助対象経費（専門家への委託費用等）に比して低額等であり、取引価格の合理性が確認できない場合
- 事業譲渡における譲渡価格が0円（無償）である取引や、株式譲渡における株価1円である取引等のうち、取引価格の合理性が確認できない場合
- 事業譲渡において、有機的・一体的な経営資源（設備、従業員、顧客等）の引継ぎが行われていない場合
- 休眠会社や、事業の実態がない状態の会社におけるM&A等
- 開業直後の事業主からの事業譲渡等において、その正当性が確認できない場合
- 上記各事例の他、事業再編・事業統合が行われたことを客観的に確認できない場合

（注1）ただし、吸収分割、事業譲渡の場合は除く。

（注2）同族関係者の定義は、法人税施行令第四条を適用するものとする。

（注3）支配関係の定義は、法人税法第二条十二の七の五を適用するものとする。

※13次公募よりセルフDDは補助事業の対象外となりますので、ご注意ください。

PMI推進枠

PMI専門家活用類型

PMI推進枠の概要

PMI推進枠には2つの支援類型があり、目的に応じて類型を選んでいただきます

当補助事業の要件を満たすM&Aの実施	※同一公募回での申請は不可 PMI専門家活用類型※	補助事業の概要	対象となる事業内容	対象となる実施内容
	事業統合投資類型※	PMIを実施する中小企業者等が、PMIに係る専門家を活用することによって、円滑なPMI促進を支援する類型 	金融機関（関連会社を含む）又は弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家による助言のもと、経営統合、事業統合等のPMIを実施する事業	- 統合計画、100日プランの策定 - 中期経営計画、事業計画等の修正 - 定款・登記変更 - 人事・給与に係る各種規定・制度の見直し - 年金制度の見直し - 人材配置の最適化検討 - 会計処理方針の統一、連結決算作成対応 など
		統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性向上を目的とする設備投資等を行う中小企業等を支援する類型 	- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性の向上を目的とする設備投資等が実施される事業 - 設備投資等を実施することにより、ディスシナジー（＝投資しないことによって生まれる非効率）の解消やコストシナジーの創出が見込まれる事業	- 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事 - 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化等 - 販路の拡大・開拓に向けた看板、ロゴデザイン等の統一、告知物の制作など など

当補助事業の要件を満たすPMIについて

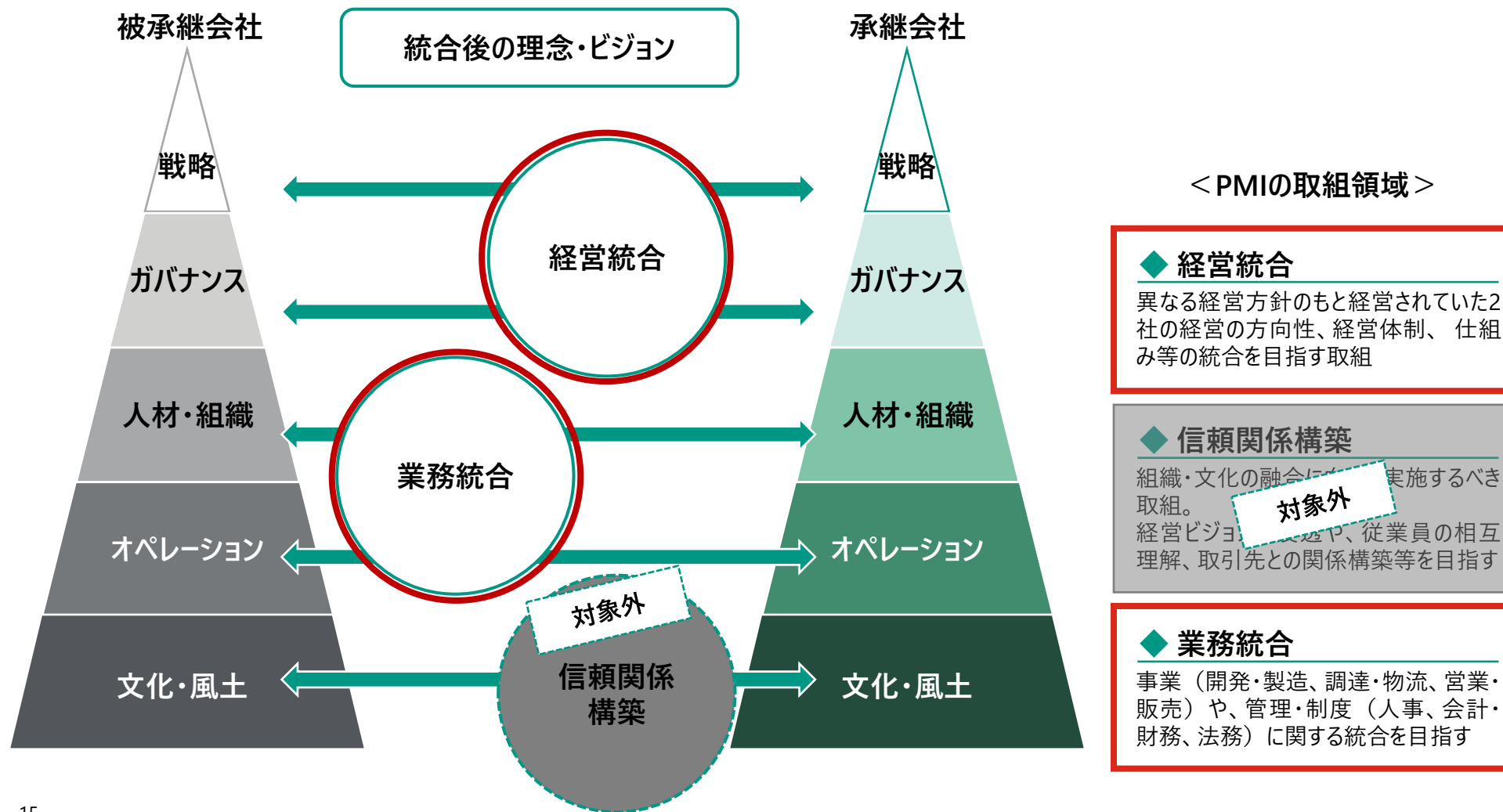
補助事業期間において、PMI 専門家と補助対象者の間で契約が締結された上で、M&Aクロージング後のPMIが実施される予定であることが要件となります。

対象となるPMIの内容については、次ページの対象となる補助事業を参照してください。なお、補助対象事業となる PMI は上記に該当するほか、下記要件を充足するものとします。

- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に PMI を実施することにより、売上シナジー・コストシナジーの創出やディスシナジー（＝投資しないことによって生まれる非効率）の解消が見込まれること。
- 【単独申請の場合】事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後（M&A のクロージング後）、1 年以内に実施する PMI であること。※当公募回の公募申請期日時点でM&Aのクロージング日から1年を超えていないことを要件とする。
- 【単独申請の場合】交付申請時点において、承継者と被承継者による M&A においてクロージング済のものであること。
- 【同時申請の場合】M&A成立後から一定期間(1年程度)におけるPMIの取り組みを対象とするものであること。ただし、対象とする取組が対象 M&A のクロージング前における検討及び PMI 専門家との契約締結が必要である場合は、クロージング前の交付申請を認める。なお、対象 M&A がクロージングに至らなかった場合、PMI 費用は補助対象外となるため注意すること。
- PMI を実施する専門家は、金融機関（関連会社を含む）又は弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等が実施するものであること。※なお、不正等が発覚した場合には、所属先名称に加えて専門家の個人名を公表する。実績の有無は問わない。
- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に PMI を実施することで、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。
- 実施する PMI の内容を検討する際には、PMI ガイドラインを参照すること。（中小 PMI ガイドライン）
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideline.pdf

対象となる補助事業

外部専門家の活用による、中小PMIガイドライン上の「経営統合」および「業務統合」に係るPMIが補助対象事業となります



申請の種類（単独申請 / 同時申請）

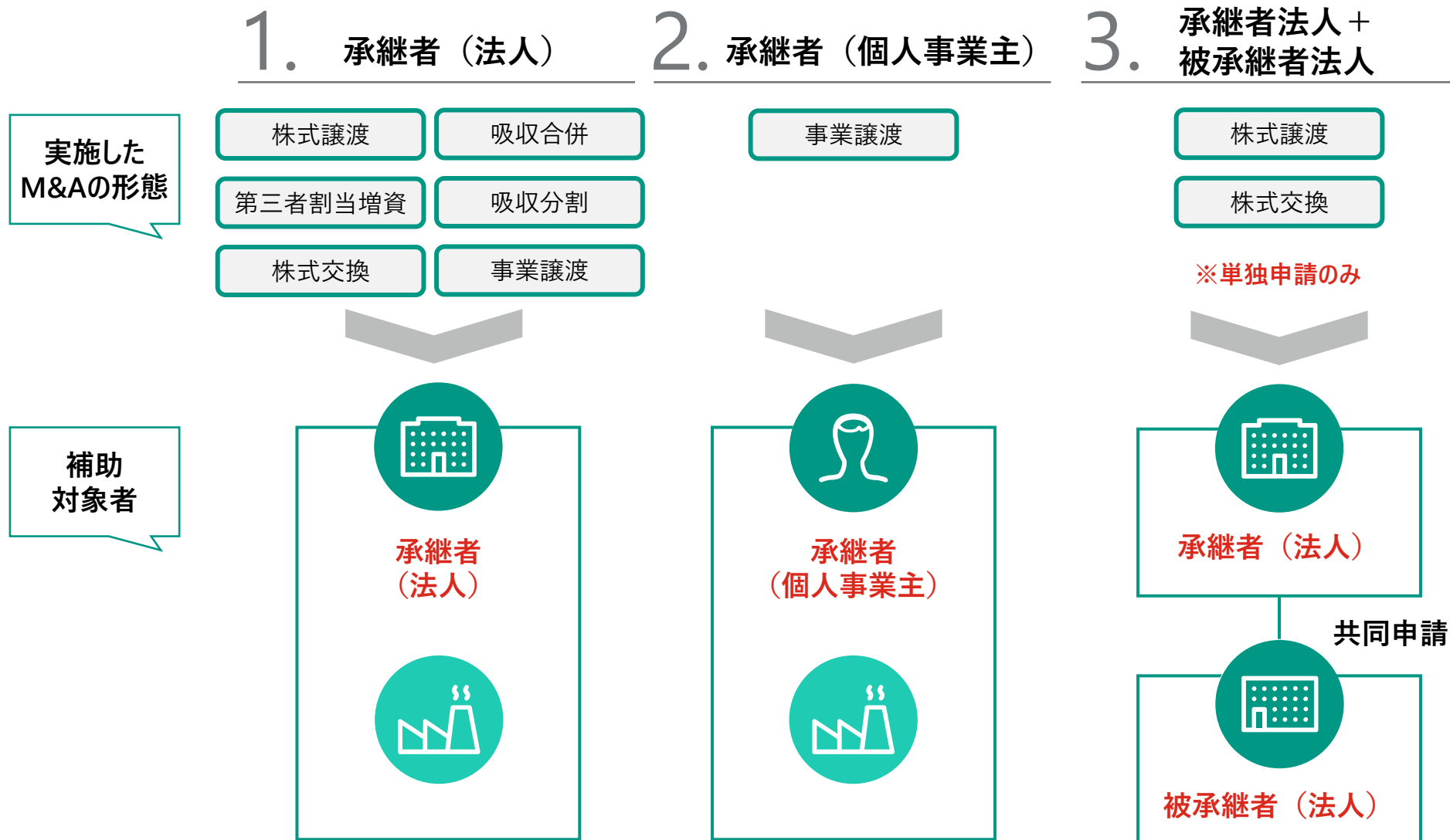
PMI専門家活用類型には、2種の申請パターンがあります

	単独申請	同時申請
対象者	公募申請時に M&Aを実施した直後（1年以内） の買い手	公募申請時に M&A実施前かつ専門家活用枠と 同一公募回での申請を行う 買い手
注意点	基本的には、以下の条件にあるように、直近で成立したM&Aに対するPMIが対象となる ■ 公募申請時点で、対象となるM&Aの最終契約を締結していること ■ 公募申請期日時時点で、M&Aのクロージングから1年を超えていないこと ■ 交付申請時点でクロージングが完了していること	専門家活用枠と同時の申請となることから、PMIの前提となる、M&A専門家との契約が未締結である案件が申請対象となる （そのため、対象M&Aがクロージングとなる確度は必ずしも高くない想定である） ■ 専門家活用枠との同時採択を想定 （専門家活用枠の申請が不採択となった場合は、PMI推進枠も不採択となる） ■ 対象となるM&Aがクロージングに至らなかった場合、当類型で申請した経費は補助対象外となる ■ プレPMI費用（DD費用等）は対象外

ご自身のM&Aの進捗、状況に応じて適切な類型にて申請してください

補助対象者

補助対象者は、M&Aの形態及び承継者の属性により、以下3パターンが対象となります



補助上限額、補助率等

PMI専門家活用類型

補助対象となる経費区分

謝金、旅費、委託費

- 同時申請において、補助事業期間にM&Aが実現しなかった場合は、PMI専門家活用に係る補助対象経費は補助対象外になる
- 同時申請において廃業費の併用を検討する際は、専門家活用枠（買い手支援類型（Ⅰ型））の申請フォーム内にて併用申請を実施すること

類型	申請パターン	補助率	補助下限額	補助上限額	
					上乗せ額 (廃業費)
PMI専門家 活用類型	単独申請	補助対象経費の 2分の1以内	50万円	150万円 以内	+150万円以内
	同時申請	補助対象経費の 2分の1以内			—

※上表は補助率や補助額の概略である。詳細および注意事項については、必ず公募要領を確認すること

対象となる経費 / 対象とならない経費

- ①使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費
- ③補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって、金額・支払い等が確認できる経費

【対象となる経費例】

- p.22、23を参照

【対象とならない経費の一部】

- FA業務・仲介業務手数料、デュー・ディリジェンス（DD）費用等のM&A成約に向けた業務委託費用
- 説明会の開催や個別面談の実施、主要な取引先への対応（M&Aに関する説明、継続的なコミュニケーション）、主要な取引先以外への対応（M&Aに関する説明、継続的なコミュニケーション）など、**信頼関係構築に関わる専門家支援費用**
- **対象土業との顧問契約の範囲内での対応**など、明確にPMIに係る支援・費用使途が特定できない費用

対象となる経費（例1）

費用分類	支払相手（例）	概要
統合計画、 100日プランの策定	PMI専門家	➤ クロージング後の統合に係る具体的な行動計画の策定に係る専門家への費用
中期経営計画、 事業計画等の修正	中小企業診断士 経営コンサルタント	➤ 対象会社買収に伴う買い手（グループ）側の各種計画修正に必要な専門家への費用
PMO支援	PMI専門家	➤ 下記のようなPMO支援に係るPMI専門家への費用 ・ 統合計画に沿った具体的な行動計画、WBSの作成・管理 ・ 実行フェーズにおける課題等管理支援 ・ 統合進捗レポートの作成 ・ ステアリングコミティ、全体会議の運営 ・ 各拠点・ワーキンググループ間のコミュニケーション促進支援、会議運営
定款・登記変更	司法書士	➤ 下記のようなクロージング後の組織再編に係る司法書士への書類作成等費用（一例） ・ 商号の変更 ・ 事業目的の変更 ・ 資本金の変更 ・ 事業所の統廃合（解散・閉鎖登記含む） ・ 役員および株主名簿の変更 ・ 発行可能株式数の変更
人事・給与に係る各種規定・ 制度の見直し	社会保険労務士 人事コンサルタント	➤ 下記のような人事・給与制度の統廃合に係る専門家への費用 ・ 就業規則の見直し ・ 人事評価項目の設計、見直し ・ 給与体系、昇給昇格システムの設計、見直し ・ 福利厚生サービスの見直し、移管 ・ 退職金規定の設計、見直し
年金制度の見直し	税理士 社会保険労務士 人事コンサルタント	➤ 下記のような年金制度の設計、統廃合に係る専門家への費用 ・ 年金受託機関の選定 ・ DB型資産運用委託先検討 ・ DC型運用商品の選定 ・ 年金規約の作成 ・ 従業員への制度説明、同意取得

対象となる経費（例2）

費用分類	支払相手（例）	概要
人材配置の最適化検討	社会保険労務士 人事コンサルタント	➤ 事業所や管理機能の集約にともなう被承継従業員を中心とした人材配置変更等の検討に係る専門家への費用
会計処理方針の統一、 連結決算作成対応	会計士、税理士	➤ 会計処理方針の統一や連結財務諸表、管理会計項目調整等に係る会計士・税理士への費用
税務処理の統一	税理士	➤ 下記のような処理方法の統一に係る専門家費用 ・ 電子帳簿保存法対応 ・ 消費税インボイス制度の導入対応 ・ 組織再編税制対応
PPA（取得原価配分）	会計士、税理士	➤ 取得原価のアロケーション、のれんの算出等に係る会計士、税理士への費用
各種契約承継フォロー	弁護士	➤ 契約主体・内容変更に係るリスク検討、交渉、届け出対応等
業務ワークフロー・KPIの見直し	中小企業診断士 経営コンサルタント	➤ 下記のような業務ワークフロー・KPIの見直し検討に係る専門家への費用 ・ 営業機能における担当エリア・企業の変更 ・ 営業機能における売上等のKPIの再設定 ・ 製造機能における製造ワークフローの変更 ・ 製造機能における生産目標等のKPIの再設定 ・ 物流機能における配送業者の見直しや共同配送に係る検討 ・ 在庫管理機能における管理方法、拠点の見直し ・ 調達機能におけるサプライヤーの見直し ・ 販売拠点の統廃合検討 ・ 広告宣伝・販促活動方針やチャネルの見直し ・ 総務機能における間接業務の見直し、備品仕入の統合 ・ 製品・サービス設計の変更、高付加価値化検討
TSA（Transition Service Agreement）締結費用	弁護士	➤ TSAのドラフト作成、交渉に係る弁護士への費用
ITシステム統合	ITコンサルタント	➤ 各種管理システム等の統合に係るITコンサルタントへの費用 ※システムに係る投資・導入費用は、PMI推進枠（事業統合投資類型）での申請を検討すること。 ➤ IT統合計画、WBS、要員計画の策定 ➤ PC・複合機等のオフィスインフラの要否検討

PMI推進枠

事業統合投資類型

PMI推進枠の概要

PMI推進枠には2つの支援類型があり、目的に応じて類型を選んでいただきます

※同一公募回での
申請は不可

補助事業の概要

対象となる事業内容

対象となる実施内容

PMI専門家 活用類型※

PMIを実施する中小企業者等が、PMIに係る専門家を活用することによって、円滑なPMI促進を支援する類型



- 金融機関（関連会社を含む）又は弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家による助言のもと、経営統合、事業統合等のPMIを実施する事業

- 統合計画、100日プランの策定
- 中期経営計画、事業計画等の修正
- 定款・登記変更
- 人事・給与に係る各種規定・制度の見直し
- 年金制度の見直し
- 人材配置の最適化検討
- 会計処理方針の統一、連結決算作成対応 など

当補助事業の
要件を満たす
M&Aの実施

事業統合 投資類型※

統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性向上を目的とする設備投資等を行う中小企業等を支援する類型



- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性の向上を目的とする設備投資等が実施される事業
- 設備投資等を実施することにより、ディスシナジー（＝投資しないことによって生まれる非効率）の解消やコストシナジーの創出が見込まれる事業

- 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事
- 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化など
- 販路の拡大・開拓に向けた看板、ロゴデザイン等の統一、告知物の制作など

など

当補助事業の要件を満たす事業統合投資について

補助事業期間において、事業統合投資に係る事業者と補助対象者の間で契約が締結された上で、統合の効果を最大化するための投資が実施される予定であることが要件となります

補助対象事業となる事業統合投資は上記に該当するほか、下記要件を充足するものとします。

- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、統合効果（PMI）の最大化を図り、生産性の向上を目的とする設備投資等が実施されること。
- 設備投資等を実施することにより、ディスシナジー（＝投資しないことによって生まれる非効率）の解消やコストシナジーの創出が見込まれること。
- M&A のクロージング後、1年以内に実施する取組みであること。※当公募回の公募申請期日時点でM&Aのクロージング日から1年を超えていないことを要件とする。
- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。

（実施例）

- 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事
- 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化等
- 販路の拡大・開拓に向けた看板、ロゴデザイン等の統一、告知物の制作など

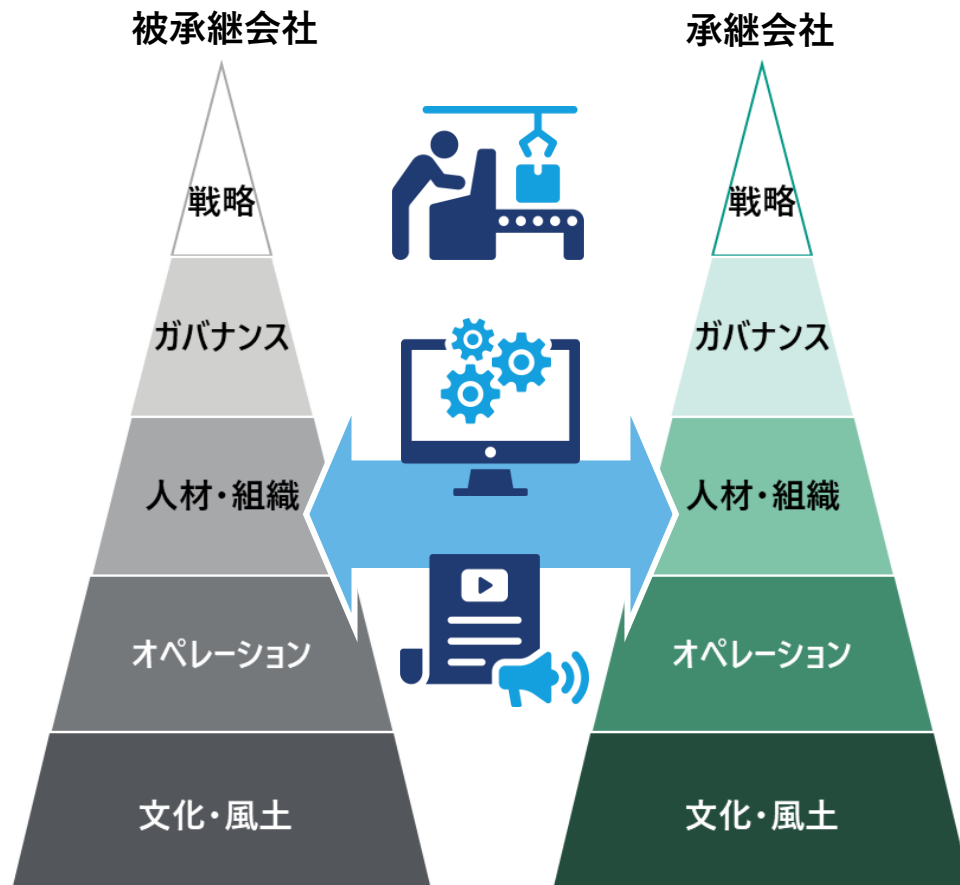
【補助対象とならない事業統合投資の要件】

士業等の専門家を活用した PMI の実施は補助対象外とする。

この場合はPMI 推進枠（PMI 専門家活用類型）の対象として検討すること。

対象となる補助事業

M&A後の統合効果の最大化を図ることで生産性向上を目的とする設備投資等が補助対象事業となります

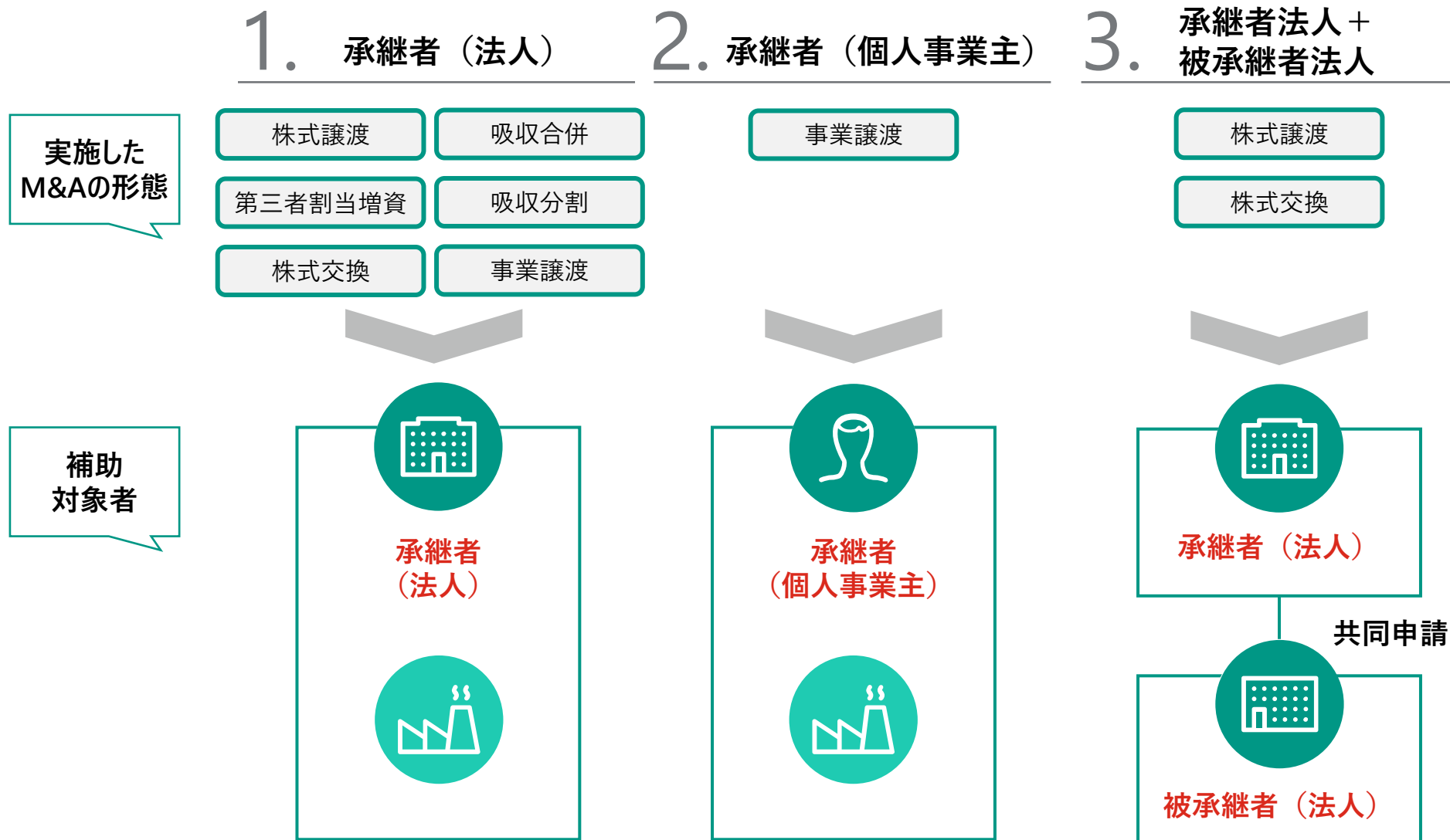


- M&A成立後の一定期間内にM&Aの目的を実現させ、**統合効果（PMI）の最大化を図ることで生産性向上を目的とする投資（事業統合投資）**を対象事業とする
- PMI過程における**統合作業に伴う投資に加え、統合効果最大化のために実施する設備投資等**を対象とする



補助対象者

補助対象者は、M&Aの形態及び承継者の属性により、以下3パターンが対象となります



補助上限額、補助率等

事業統合投資類型

補助対象となる経費区分

設備費、外注費、委託費

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	
				上乗せ額 (廃業費)
事業統合 投資類型	補助対象経費の 2/3以内（注1） 又は1/2以内 （注2）	100万円	800万円又は 1,000万円以内 （注3）	+150万円以内

（注1） 中小企業基本法上の小規模事業者の場合は補助率2/3以内、その他の中小企業者等は補助率1/2以内とする。

（注2） 補助額の内800万円を超え1,000万円以下の部分の補助率は一律1/2以内となる。

（注3） 補助事業期間において一定の賃上げを実施した場合においては、補助上限額を1,000万円以内とする。

なお、補助額の内800万円を超え1,000万円以下の部分の補助率は1/2以内となる。

※上表は補助率や補助額の概略である。詳細および注意事項については、必ず公募要領を確認すること

対象となる経費 / 対象とならない経費

- ①使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費
- ③補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって、金額・支払い等が確認できる経費

【対象となる経費例】

- ・ 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事
- ・ 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化等
- ・ 販路の拡大・開拓に向けた看板、ロゴデザイン等の統一、告知物の制作など

【対象とならない経費の一部】

- ・ 委託費のうち、M&A仲介手数料、DD費用、M&Aコンサルティング費用、PMI専門家への手数料
- ・ **Webサイトの新規制作・更新等に係る費用**

PMI推進枠

PMI専門家活用類型
事業統合投資類型
共通の変更事項

13次公募の主な変更事項

1. 加点項目の追加：米国の追加関税措置について

- 13次より「米国の追加関税措置により大きな影響を受けること」が追加になります。

2. 当補助事業の要件：デュー・ディリジェンス（DD）について

再掲

- PMI推進枠の対象となるM&AにおいてDDを実施していることが申請の前提条件となりますが、13次公募よりセルフDDは補助事業の対象外となりますので、ご注意ください。

申請内容の作成を第三者へ依頼する場合の注意点

申請内容の作成を第三者へ依頼する場合は、行政書士(又は行政書士法人)に限られます。
その際、行書書士証票の写しと委任契約書等の写しの提出が必要となります。

申請内容の作成を第三者に依頼する場合

条件

事業者が委任した行政書士(又は行政書士法人)に限ります

提出物

下記①②の書類を申請時に提出する必要があります

- ①日本行政書士連合会が発行する行政書士証票の写し
- ②委任契約書等(委任範囲が明記されていること)の写し

※注意事項

- ・ 交付決定後に、行政書士(又は行政書士法人)でない者が申請の作成を行ったことが判明した場合、交付決定の取消となる可能性があります
- ・ 申請の作成を行政書士(又は行政書士法人)に委任した際に要する費用は補助対象経費にはなりません

お問い合わせ先

特設Webサイト

事業承継・M&A補助金（13次公募）

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/r6h/>

11次公募～

事業承継

M & A 補助金

本サイトでは11次公募以降の情報を掲載しています。

1～10次公募の情報は、公募回別のサイトからご覧ください。



連絡先

事業承継・M&A補助金
事務局（13次公募）

< 専門家活用／廃業・再チャレンジ >

☎ [050-3145-3812](tel:050-3145-3812)

< 事業承継促進 >

☎ [050-3192-6274](tel:050-3192-6274)

< PMI推進 >

☎ [050-3192-6228](tel:050-3192-6228)

お問い合わせ受付時間

9：30～12：00、13：00～17：00
（土・日・祝日を除く）